

令和 7 年度  
札幌市月寒公民館管理業務  
事業計画書

札幌市月寒公民館運営委員会

## 別紙 1

## 令和 7 年度 事業計画の大綱

### I 基本方針

1. 社会教育法第 5 章第 20 条に公民館の目的として、「住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と謳っており、当然にして公民館はこの目的を達成するために事業の展開を図ることを基本方針としていきます。

2. 管理運営にあたっては、同法第 20 条を基本とした公の施設として、利用者に対する公平・平等な対応はもとより、生涯学習の視点から幼児・子ども・若者や働き盛りの世代も含めた住民にとって月寒公民館が、気軽に「集い」「学び」「結び」あえる施設、いわゆる地域社会づくりの拠点となるコミュニティ施設であるとの基本方針に基づき管理運営をしていきます。

また暴排条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、札幌市が実施する暴力団の排除に関する施策に積極的に協力していきます。

3. 市民サービスの向上に努めるとともに、経費の効率化について良好な管理運営を図る上で、明確な方針にもとづく経費の透明性が不可欠となります。

こうした認識をもとに、最小の経費で最大の効果を発揮することを目標として、以下のとおり管理運営を図っていきます。

① 受付時間や利用料金徴収時間の継続実施、保安、防災の強化にともなう夜間受付人員の複数体制の継続実施、正規職員のフレックスタイムの継続実施（11：15～19：30）等を引き続き実施していきます。

② 定期講座等については、実績のある講座を継続発展させながら、偏りがないよう、教養・生活・料理・防災・健康かつ子どもとのふれあいなどニーズに合わせた幅広い講座を提供・実践していきます。

経費の面では、講師謝礼の抑制など工夫を凝らしつつ、極力収支に見合う計画の策定をする一方、事業費・管理費についても経費の節約に努め、老若男女に知識・教養を高めるための講座を開催していきます。

4. 個人情報の取扱いについては関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において慎重に取り扱います。

## Ⅱ 貸室運営方策

令和7年度においても利用者のニーズに応えながら、更に効率的に貸室利用が出来る様に、窓口においてより貸室利用者・申込者に配慮をし、前年度以上の実績を目指しながら、利用者に喜ばれる公民館運営を図っていきます。

貸室申し込みが重複した場合は、公平・適正な抽選を行っていきます。

利用料金収受については、運営委員会で現金取扱細目規程の文言等を精査し、現金取扱の厳正・適正な処理を図っていきます。

## Ⅲ 各種講座等公民館事業について

- ① 地域住民の教養の向上を図り、ニーズに合った講座を主流と実施に努めていきます。
- ② 地域住民の健康づくりのための講座、食生活文化発展のための講座、防災事業の講座、夜間開催講座、また地域住民との交流促進を図る場所の提供など、地域に根ざした公民館としての講座を実施していきます。
- ③ 月寒地区町内会連合会と連携（協賛、共催）するなか、地域のまちづくり事業に参画していきます。  
各種協賛・共催・後援事業についても、公民館を地域住民のふれ合いの場として積極的に連携協力を図っていきます。
- ④ 月寒地区福祉のまち推進センターと連携し、地域の福祉・高齢化社会にかかわる事業等に積極的に協調を図っていきます。
- ⑤ 地域の子供たちに、夏休み・冬休み期間中においては公民館でのふれ合いの場を設け、公民館に親しんでもらえるよう事業展開を図っていきます。

## Ⅳ 文化展示会等の実施について

利用者サークル・創造学園生による日常学習活動等の発表の場として文化祭を開催していきます。

## Ⅴ 施設開放事業（無料）の実施について

幅広い市民の交流の場として、体育室においてバトミントン、卓球は開放事業として継続実施していきます。

## VI 高齢者事業について

### 創造学園の目的に鑑み

- 1 生きがいを持ち、老年期を心豊かに暮すために、自ら学び、高齢者としての新しい喜びや楽しみを見出す。
- 2 高齢者としての資質を高める。
- 3 心のゆとりを広げるとともに、積極的にまちづくりに参加できることの力を養う。

### 以上3点を達成するために

- 1 心も体も健やかな高齢者
- 2 学ぶ意欲にあふれる高齢者
- 3 新しい友を得る喜びのある高齢者
- 4 積極的に社会参加できる高齢者

上記4点を目標とする学習のための授業カリキュラムを実践していきます。

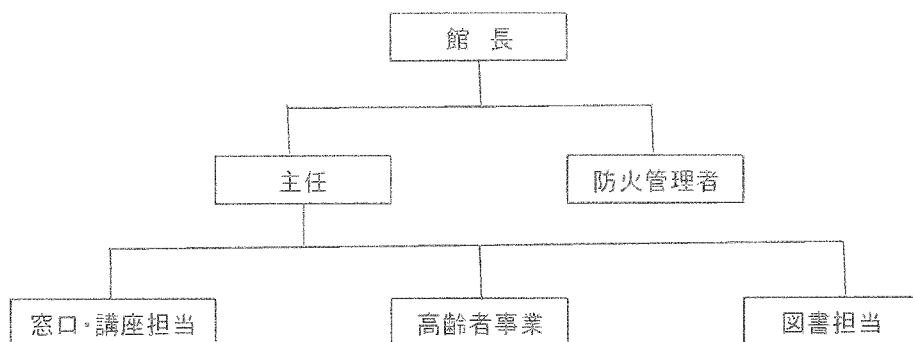
一方、学園生の自主性を尊重しつつ、育んできた知識・経験等を住居地である豊平区等で自ら、まちづくりやボランティア活動に積極的に参画することができる機会を提供していきます。

## VII 図書事業について

- ① 地域住民の文化や教養の向上をサポートするため、図書室利用の促進向上を目指します。そのために若年層の活字離れの解消、併せて読書の楽しみを体感できる企画や講座の開設をめざします。
- ② 購入本、寄贈本の選定検討を行う検討会議を毎月実施し、公民館図書室として文化・教養に資する本の選定並びに利用者のニーズに応えられる本の選定をしていきます。

## VIII 職員組織機構

事項組織機構（職員8名体制）で管理運営の万全を図っていきます。



## IX 施設、設備等の維持に関する管理

施設・設備の維持を保ち、利用者に安心安全な施設利用ができるよう下記業務を第三者委託し管理・運営していきます。

### (1) 清掃業務

清掃業務仕様書に基づき、日常清掃業務・定期清掃業務等を第三者に委託し継続実施します。

### (2) 警備業務



### (3) 除排雪業務

除排雪業務仕様書に基づき、冬期間の駐車スペースの確保及び利用者の通行の妨げにならないよう、駐車場及び通路の除排雪を行うため、第三者に委託し実施します。

### (4) 施設の外構緑地管理業務

美観の保持、利用者の安全、防犯及び近隣への配慮から、外構点検、剪定、除草等適切な維持管理を実施し、場合によっては第三者に委託し実施します。

### (5) 施設・設備及び備品の保守管理業務\*

\* 建築基準法第 12 条による建築設備の法定点検、昇降機の法定点検を第三者に委託し実施します。

#### \* 消防設備点検

消防法第 17 条 3 の 3 に基づく定期点検（機器点検 6 ヶ月に 1 回、総合点検 1 年に 1 回）を第三者に委託し継続実施します。

#### \* 自家用電気工作物点検

電気事業法第42条に基づく保安規定を順守し、月次点検、年次点検を第三者に委託し継続実施します。

\* エレベーター保守点検

エレベーターの安全確保を図るため毎月定期点検並びに年次点検を第三者に委託し継続実施します。

\* 自動ドア（玄関、身障者トイレ）保守点検

フルメンテナンス点検を第三者に委託し、継続実施する。

\* 体育室暖房機器保守点検

体育室遠赤外線暖房を安全かつ良好な状態を保つため保守点検を第三者に委託し継続実施する。

\* ピアノ調律

年1回を基本とするも必要に応じ調律を専門業者に依頼し継続実施する。